

（1）市長が定める認定区域について

- ・ 市では、各地区まちぢから協議会の区域を定めています。
- ・ まちぢを構成している関係団体の主な活動区域は、
 福祉関係団体（社協・民児協） = まちぢの区域
 児童・青少年関係団体（PTA・推進協） = 小・中学校の学区
 となっており、区域が一致していないことにより、課題が生じています。

- ① 区域が一致していないことで、生じている課題はありますか？
- ② それは具体的にどのような課題ですか？
- ③ 課題を解決するために、どのように区域を変更するのが良いですか？

【① 生じている課題】

- ・ 課題あり（茅ヶ崎、茅ヶ崎南、南湖、鶴嶺西、小和田、松浪、浜須賀、湘北、小出）
- ・ 課題なし（湘南、松林）
- ・ 当日検討なし（海岸、鶴嶺東）

【② 具体的な課題】

- ・ コミュニティ意識を共有できない。（茅ヶ崎南）
- ・ 防災訓練の実施場所と実際の避難場所が異なる。（南湖）
- ・ 推進協・体育振興会が地区内で分かれている。（鶴嶺西）
- ・ イベントが統一できない。（松浪）
- ・ 学区が隣の地区と跨っているため、目が行き届かない。（湘北）

【③ 具体的な変更内容】

- ・ 松林地区と一緒に検討していきたい。（小和田）
- ・ 湘北地区と一緒に検討する必要がある。（小出）
- ・ まちぢ、自治会を他のまちぢに変更する。（松浪）
- ・ 変更の必要なし（茅ヶ崎、南湖、鶴嶺西、湘南、松林、浜須賀、湘北）
- ・ 課題によってフレキシブルに対応できる仕組み作りが必要と考える。（茅ヶ崎、浜須賀、湘北）

【参考】

	変更の必要あり	変更の必要なし
課題あり	茅ヶ崎南、小和田、松浪、小出	茅ヶ崎、南湖、鶴嶺西、浜須賀、湘北
課題なし		湘南、松林

(2) 各地区まちぢから協議会の認定条件について

- ・ 市では、各地区まちぢから協議会の認定にあたり、「すべての自治会が構成員になること（参加率100%）」を条件としていますが、以下のような課題があります。
 - ✓ まちぢから協議会への参加を望まない自治会がある場合、認定を受けることができない。
 - ✓ すでに認定を受けている地区でも、新たに自治会が設立された際に、まちぢから協議会への参加を望まない場合は、認定が取り消しとなってしまいます。

- ① すべての自治会が構成員にならなくても認定を受けられるよう、条件を変更することについて、どのように考えますか？
- ② 仮に、条件を変更する場合、どのような条件が考えられますか？
- ③ 現在の条件（参加率100%）を変更し、各地区ごとに、一定の割合を定めることとした場合、どのくらいの割合（参加率●●%）が適当であると考えますか？

【①-1条件を変更することに対する考え】

- ・ 変更した方が良いと思う（茅ヶ崎南、南湖、湘南、松林、湘北、小出）
- ・ どちらとも言えない（茅ヶ崎）
- ・ 変更の必要はない（鶴嶺西、松浪）
- ・ 当日検討なし（海岸、鶴嶺東、小和田、浜須賀）

【①-2そのように考える理由】

- ・ マンション等の新しい自治会が設立した時にその自治会がまちぢからに入らないケースが考えられる。（南湖、松林）
- ・ 今後、自治会がまちぢからから抜けるケースも考えられる。（茅ヶ崎南、小出）
- ・ 参加率100%として、地域全体をカバーするという位置付けは重要（茅ヶ崎）
- ・ 参加率100%という強制力がないと入らない（退会する）自治会が出てきて、まちぢから協議会が弱体化する可能性あり（茅ヶ崎）
- ・ 各自治会の理解が得られており、変更の必要はない。（鶴嶺西）
- ・ 退会したいと考えている自治会はないため、変更の必要はない。（松浪）

【②具体的な条件】

- ・ 自治会に限らず、地域を代表すると認める何らかの団体（例：社協、民児協）が入っていればよい。（湘北）

【③-1適当であるとする割合】

- ・ 3分の2以上（松林）
- ・ 80%（湘北）

【③-2そのように考える理由】

- ・ その自治会のエリアをカバーできる何らかの団体が入っていれば、自治会に限らなくてもよい。（湘北）

(3) まちちから協議会の運営費等について

- ・ 市では、まちちから協議会の活動を支援するための補助金として、運営等助成金（25万円）、特定事業助成金（上限200万円）を交付しています。

- ① 運営等助成金の金額・申請手続き等について、どのような課題がありますか？
どのように変更するのが良いですか？
- ② 特定事業助成金の金額・申請手続き等について、どのような課題がありますか？
どのように変更するのが良いですか？

【①-1 運営等助成金の課題】

- ・ 各地区一律に交付される25万円では足りない。（茅ヶ崎南、海岸、湘南、鶴嶺東、鶴嶺西、松浪、浜須賀、小出）
- ・ 使途が制限されていたり、不明確であるため、使いづらい。（茅ヶ崎、南湖、松林）
- ・ 自治会から集めた分担金をまちちからの事業費として自治会未加入者に対しても使っているため、問題となっている。（茅ヶ崎、南湖、小出）
- ・ ボランティア（無報酬）では参加できない。（小和田）
- ・ 行政の手当ての仕組み（各分野における補助制度）がわかりにくい。（小和田）

【①-2 具体的な変更内容】

- ・ 自治会等からの分担金を集めなくても、運営できるよう運営等助成金を増額した方が良い。（南湖、鶴嶺東）
- ・ 各地区の規模（世帯数、部会数等）に応じた金額設定（茅ヶ崎、茅ヶ崎南、鶴嶺東、浜須賀、湘北、小出）
- ・ 運営等助成金と特定事業助成金との一体化（茅ヶ崎南、海岸）
- ・ 助成金の使途について、見直しや明確化をしてほしい。（茅ヶ崎、南湖、松林、浜須賀）

【②-1 特定事業助成金の課題】

- ・ 認定条件が厳しい（茅ヶ崎南）
- ・ 手続きが煩雑なため、簡素化してほしい。（海岸、小出）
- ・ 継続事業については、書類の再提出を免除するよう検討してほしい。（小出）

【②-2 具体的な変更内容】

- ・ 運営等助成金と特定事業助成金との一体化（茅ヶ崎南、海岸）